

障福 第1104号
平成27年8月4日

各 障がい児・者施設、事業所管理者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

障がい児・者施設、事業所における事故等発生時報告要領について

障がい児・者施設、事業所において、利用者に係る事故等が発生した場合、施設、事業所で必要な措置を講じるとともに、迅速に関係行政機関に報告し、連携・協力して事故等発生後の適切な対応を行うことが重要です。

今般、別紙のとおり「障がい児・者施設、事業所における事故等発生時報告要領」を改正したので、今後はこの要領に従って対応に遺漏のないようお願いいたします。

障がい児・者施設、事業所における事故等発生時報告要領

大分県福祉保健部障害福祉課

1 目的

この要領は、障がい児・者施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、利用者に対するサービスの提供中に事故が発生した場合等の行政機関への報告の取扱いを定め、施設等と行政機関が連携・協力して、迅速かつ適切な対応を行うとともに、事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、利用者に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

2 対象となる施設等

(1) 障がい者施設、事業所（①及び⑤については大分市所在の施設等を除く）

① 障害者支援施設 ② 地域活動支援センター ③ 福祉ホーム ④ 盲人ホーム

⑤ 障害福祉サービス事業所 ⑥ 一般相談支援事業所 ⑦ 特定相談支援事業所 ⑧ 移動支援事業所

(2) 障がい児施設、事業所

① 障害児入所施設 ② 障害児通所支援事業所 ③ 障害児相談支援事業所

3 報告及び対象となる事故等

施設等の管理者は、サービス提供中に下表に該当する事故等が発生した場合、必要な措置を講ずるとともに、直ちに関係行政機関に報告すること。

◎関係行政機関：県障害福祉課、市町村担当課、保健所、児童相談所等

※サービス提供中の事故については送迎・通院等の場合を含み、事業者の過失の有無を問わない。

事故等	事故等の内容、程度	備考
① 死亡その他重大な人身事故	利用者が、事故等により死亡、重篤状態又は重度の障がいを有する（重症化を含む）に至った場合	※病気による死亡や重篤状態については、家族等がサービス提供に起因すると主張している場合は報告対象とする。
② けが	利用者が骨折した場合、又は入院を要するけがをした場合	※入院を要しない場合でも後遺症が残る可能性のあるものを含む。
③ 感染症、食中毒	同一の感染症、食中毒による患者が5名以上、又は全利用者の1割以上発生した場合	※疑いがある場合を含む。
④ 暴力	利用者が、他の利用者や職員に、②に該当する程度のけがを負わせた場合	
⑤ 犯罪行為	利用者が犯罪行為を行い、警察捜査の対象となった場合	
⑥ 所在不明	利用者が所在不明となり、4時間以上経過しても発見できなかった場合	
⑦ 職員による虐待	職員が利用者に対して虐待行為を行ったことが判明した場合	※疑いがある場合を含む。
⑧ 火災等の災害	火災が発生した場合、又は天災（地震、風水害等）により人的・物的被害が生じた場合	※物的被害の例（施設・建物の損壊、浸水等）
⑨ 役職員の不法行為	役職員の不法行為により、利用者に被害を与えた場合（⑦に係るものを除く）	※預かり金の横領等
⑩ その他	上記に準ずる程度の事故等が発生した場合（判断がつかない場合を含む）	※利用者又は保護者とのトラブルが発生した場合や、テレビ・新聞等で報道された場合（報道の可能性のある場合）を含む。

4 報告の手順

(1) 事故等が発生した場合、施設等の管理者は、電話で県障害福祉課に第1報を行い、事故発生に係る報告書の提出等について指示を受ける。

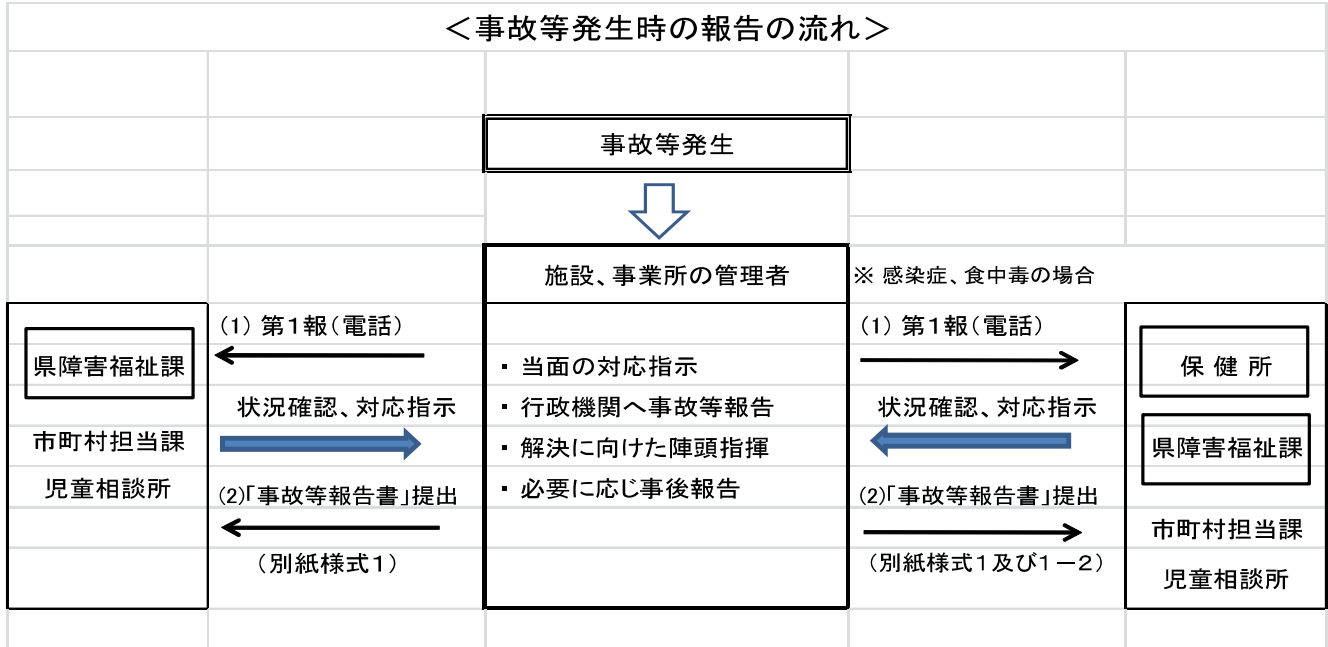
※感染症、食中毒により利用者が死亡又は重篤状態となった場合及び3の表中③に該当する場合は、最初に施設等を所管する保健所に報告する。

(2) 県障害福祉課の指示に従い、以下の報告書を作成して関係行政機関に提出する。

- ・ 3の表①、②、④～⑦、⑨、⑩・・・別紙様式1
- ・ 3の表③・・・別紙様式1及び別紙様式1-2
- ・ 3の表⑧・・・別紙様式1及び別紙様式1-3

※ 送信先番号の入力誤り等によるトラブル発生防止のため、FAX、メールによる提出は原則として行わないこと（3の表③及び⑧に係るものを除く）。

なお、緊急を要する場合に県障害福祉課がFAXによる提出を指示することがあるが、その場合は個人情報に該当する部分（報告書書式の「対象者の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、障がい種別・区分、手帳・等級、診断名、サービス利用期間、保護者」の欄など）を伏せて送付し、電話で個人情報部分を伝えるなど個人情報の保護に留意すること。



5 根拠法令等

- ・ 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第58条）
- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第44条）
- ・ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（第19条）
- ・ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第17条）
- ・ 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第40条、第77条、第94条、第109条、第122条、第140条、第148条、第158条、第171条、第184条、第189条、第200条、第209条）
- ・ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第31条、第50条、第55条、第60条、第69条、第84条、第87条）
- ・ 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第49条、第58条）
- ・ 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第52条、第71条、第78条、第89条）
- ・ 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日付け老発第0222001厚生労働省老健局長他4局長合同通知）
- ・ 「社会福祉施設における感染症等発生時に係る報告」の取り扱いについて（平成17年6月20日付け福保第644号大分県福祉保健部長通知）

※条文等は別添参照。

H25.5.10 制定
H27.8.4 改正

(別紙様式1)

障がい児・者施設、事業所における事故等報告書

平成 年 月 日

殿

(法人名)
(施設、事業所名)
(代表者名)

印

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

施設等	所在地				電話番号		
	サービス種類						
	記載者職氏名						
対象者	氏名、年齢、性別	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	性別	
	住所						
	障がい種別、程度	種別	身体・知的・精神・重症心身・難病(病名:)				
		区分	()・児童・非該当		手帳・等級		
	サービス利用期間	開始年月日	年 月 日	利用期間	年 か月		
	保護者、身元引受人	氏名		続柄			
事故等の内容	発生年月日	平成 年 月 日 時頃					
	発生場所						
	事故等の種別	① 死亡その他重大な人身事故 ② けが ③ 感染症、食中毒 ④ 暴力 ⑤ 犯罪行為 ⑥ 所在不明 ⑦ 職員による虐待 ⑧ 火災等の災害 ⑨ 役職員の不法行為 ⑩ その他()					
	事故等の状況 ※時系列に箇条書きで記載すること						
	対応の状況 ※時系列に箇条書きで記載すること						
発生時の対応	治療の内容 治癒の見込み						
	関係先連絡						
	その後の経過 (利用者の状況等)						
発生後の対応	家族への対応						
	損害賠償等						
原因究明 再発防止対策							

感染症患者等発生報告【集団発生事例】

平成 年 月 日 時現在 第 報											
報告者			所属			氏名					
1. 届出年月日 年 月 日 時 分											
2. 届出者名											
病院名等				住所							
氏名				TEL							
3. 届出の概要											
4. 対象（原因）施設等											
施設名				住所							
代表者				TEL							
施設の概要 (人) その他情報											
	定員数	現員数	その他								
入所者(生徒)											
通所者											
職員											
()											
5. 疾病名等											
疾病名						推定・確定					
6. 患者情報 (人)											
	社会福祉施設等				学校等						
	入所者	通所者	職員 ()		1	2	3	4	5	6	職員
有症者数											
通院患者数											
入院患者数											
他 ()											
合計											
7. 主症状											
発熱	人	腹痛	人	嘔吐	人	下痢	人	血便	人		
その他 () 人											
8. 二次感染の有無											
・家族	有・無	調査中	その他								
・施設（学校）	有・無	調査中	その他								
・その他	有・無	調査中	その他								

(別紙様式1-3)

【送付先】FAX:097-506-1740

電子メール:a12500@pref.oita.lg.jp

障がい者・児施設等被災状況報告書

平成 年 月 日

大分県福祉保健部障害福祉課長 殿

施設・事業所名	
所在地	
サービスの種類	
管理者名	
報告者名	
電話番号	

1 被災状況	項目(該当する項目すべてをチェック)	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 上記以外の自然災害(落雷、雹、雪等) <input type="checkbox"/> その他()
	発生日時	年 月 日() 午前・午後 時 分(頃)
	発生場所	
	被災の概要(経緯、被害発生状況等)	
2 人的被害の状況		
3 物的被害の状況		
4 その他の被害の状況		
5 災害発生時の対応		
6 今後の対応(予定)		
7 関係機関への報告等 (誰が、どこに、どのような方法で報告等を行ったかを時系列で記載してください。)	① 月 日、時 分、()が()に()により報告・連絡	
	② 月 日、時 分、()が()に()により報告・連絡	
	③ 月 日、時 分、()が()に()により報告・連絡	

※この様式で記載しきれない場合や別に資料がある場合は、別紙(様式は任意)を添付してください。

○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(事故発生時の対応)

第四十四条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

第二章 指定障害者支援施設

(事故発生時の対応)

第五十八条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(事故発生時の対応)

第十九条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(事故発生時の対応)

第十七条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

(事故発生時の対応)

第四十条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第三章 療養介護

(準用)

第七十七条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から**第四十条まで**及び第四十三条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。

第四章 生活介護

(準用)

第九十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、**第三十六条から第四十一条まで**、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(第三項後段を除く。)及び第七十四条から第七十六条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第五章 短期入所

(準用)

第九十九条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、**第三十六条から第四十三条まで**、第六十一条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十四条、第七十五条、第八十八条及び第九十一条から第九十三条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第六章 重度障害者等包括支援

(準用)

第二百二十二条 第十条から第二十二條まで、第二十四条、第二十八条、第二十九条、**第三十四条から第四十三条まで**及び第六十七条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第七章 共同生活介護

(準用)

第四百四十条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十八条、**第三十六条から第四十一条まで**、第四十三条、第五十五条、第六十条(第十一項を除く。)、第六十一条、第六十七条、第七十一条、第七十四条から第七十六条まで、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。

第八章 自立訓練(機能訓練)

(準用)

第四百四十八条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条、**第三十六条から第四十一条まで**、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(第三項後段を除く。)、第七十四条から第七十六条まで及び第八十七条から第九十三条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第九章 自立訓練(生活訓練)

(準用)

第四百五十八条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、**第三十六条から第四十一条まで**、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(指定宿泊型自立訓練の事業以外の指定自立訓練(生活訓練)の事業にあつては、第三項後段を除く。)、第七十四条、第七十五条、第八十七条から第九十三条まで、第三百十条、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十章 就労移行支援

(準用)

第四百七十一条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、**第三十六条から第四十一条まで**、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(第三項後段を除く。)、第七十四条から第七十六条まで、第八十五条から第九十三条まで、第三百十条、第四百四十五条及び第四百四十六条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第十一章 就労継続支援 A 型

(準用)

第四百八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、**第三十六条から第四十一条まで**、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(第三項後段を除く。)、第七十四条から第七十六条まで、第八十七条から第九十三条まで、第四百四十五条、第四百四十六条及び第四百七十条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。

第十二章 就労継続支援 B 型

(準用)

第百八十九条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、**第三十六条から第四十一条まで**、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(第三項後段を除く。)、第七十四条から第七十六条まで、第八十五条、第八十七条から第九十三条まで、第百四十五条、第百四十六条及び第百八十条から第百八十二条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。

第十三章 共同生活援助

(準用)

第二百条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十八条、**第三十六条から第四十一条まで**、第四十三条、第五十五条、第六十条(第十一項を除く。)、第六十一条、第六十七条、第七十一条、第七十四条から第七十六条まで、第八十九条、第九十一条、第九十三条、第二百二十七条から第三百二十二条まで、第三百三十四条、第三百三十五条及び第三百三十七条から第三百三十九条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第十四章 多機能型に関する特例(第二百一条・第二百二条)

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第二百三条・第二百四条)

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第二百五条—

(準用)

第二百九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条第二項、第二十八条、**第三十六条から第四十一条まで**、第四十三条、第五十九条、第六十条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(第三項後段を除く。)、第七十六条、第八十二条、第九十条及び第九十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第二章 療養介護

(事故発生時の対応)

第三十一条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、
県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第三章 生活介護

(準用)

第五十条 第八条(第三項後段を除く。)、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十三条から第二十五条まで及び**第二十七条から第三十二条まで**の規定は、生活介護の事業について準用する。

第四章 自立訓練(機能訓練)

(準用)

第五十五条 第八条(第三項後段を除く。)、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十三条から第二十五条まで、**第二十七条から第三十二条まで**、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第五章 自立訓練(生活訓練)

(準用)

第六十条 第八条(宿泊型自立訓練の事業以外の自立訓練(生活訓練)の事業にあつては、第三項後段を除く。)、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十三条から第二十五条まで、**第二十七条から第三十二条まで**、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第六章 就労移行支援(第六十一条—第六十九条)

(準用)

第六十九条 第八条(第三項後段を除く。)、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十三条から第二十五条まで、**第二十七条から第三十二条まで**、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。

第七章 就労継続支援 A 型(第七十条—第八十四条)

(準用)

第八十四条 第八条(第三項後段を除く。)、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十三条から第二十五条まで、**第二十七条から第三十二条まで**、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。

第八章 就労継続支援 B 型(第八十五条—第八十七条)

(準用)

第八十七条 第八条(第三項後段を除く。)、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十三条から第二十五条まで、**第二十七条から第三十二条まで**、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第七十一条、第七十三条から第七十五条まで及び第八十条から第八十二条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。

○指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

第二章 指定福祉型障害児入所施設

(事故発生時の対応)

第四十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第三章 指定医療型障害児入所施設

(準用)

第五十八条 第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第三十八条まで、第四十条から第四十四条まで、第四十五条第一項、第四十六条から第四十九条まで、第五十一条及び第五十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

○指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

第二章 児童発達支援

(事故発生時の対応)

第五十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第三章 医療型児童発達支援

(準用)

第七十一条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十八条第一項、第四十九条から**第五十二条**まで及び第五十四条から第五十五条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第四章 放課後等デイサービス

(準用)

第七十八条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、**第五十二条**から第五十五条まで及び第七十条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第五章 保育所等訪問支援

(準用)

第八十九条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び**第五十二条**から第五十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

写

福保 第 644 号
平成17年6月20日

各市町村社会福祉施設等主管部局長殿

大分県福祉保健部長

「社会福祉施設における感染症等発生時に係る報告」の取り扱いについて

上記のことについては、厚生労働省健康局長、医薬品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・密着局長、老健局長の連名による通知があり、平成17年3月2日付け、福保第1650号にて関係機関へ周知したところですが、この度の県内の社会福祉施設における0157感染症発生を受け、大分県ではその一部について、下記のように取り扱うことになりましたのでお知らせします。

つきましては、今後、社会福祉施設等において感染症が発生した場合には、県民保健福祉センター・保健所及び県の社会福祉主管課と連携の上、適切な対応をお願いします。

なお、前回の通知を添付しますので参照してください。

記

(厚生労働省通知)

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整え、施設長は必要な指示を行うこと。

(大分県)

1. 社会福祉施設等においては、職員は利用者及び自身の健康管理上、感染症や食中毒が少しでも疑われる場合は速やかに看護職員の指示を受けるとともに、看護職員はその状況を施設長に報告すること。

(厚生労働省通知)

4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はロの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管課に迅速に、感染症または食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求め、措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
イ 同一の感染症若しくは食中毒による患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ (省略)

(大分県)

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1人でも発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が5名以上又は全利用者の1割以上発生した場合

ウ (省略)

担当：福祉保健企画課地域保健班

村上 中西

(TEL) 097-536-1111

(内) 2618 2619

(3) 社会福祉施設等での感染症・食中毒疑い時の対応

〔施設内の対応〕

- 1 職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
- 2 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症もしくは食中毒の発生またはそれが疑われる状況が生じた時は、施設内において速やかな対応を行わなければならない。
- 3 社会福祉施設等の医師及び看護職員その他の職員は、有症者の状態に際し、脳力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど、適切な措置を行うこと。
- 4 感染症または食中毒の発生もしくはそれが疑われる状況が生じたときは、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。

〔関係機関への報告〕

施設長は、次のア、イまたはウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局（中津市高齢者福祉課、介護保険課、社会福祉課等）に迅速に、感染症または食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるときの措置を講ずること。

- ア 同一の感染症や食中毒、またはそれらによると疑われる死者や重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合
- イ 同一の感染症や食中毒の患者、それらが疑われる人が10人以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ウ 前記2つに該当しなくても、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

〔注意事項〕

- ・原因究明のため、当該患者の診療医等と連携のうえ、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
- ・医師が、感染症法、結核予防法、食品衛生法届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う義務があるので留意すること。

〔日曜の健康管理〕

- ・職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限するなどの措置を講ずること。
- ・職員および利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育に関する研修を年1回以上行うこと。

〔平成17年2月22日付け 厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」より抜粋〕

社会福祉施設等での感染症・食中毒疑い時の対応

大分県での取扱い

〔施設内の対応〕

- 1 職員は利用者及び自身の健康管理上、感染症や食中毒が少しでも疑われる場合は速やかに看護職員の指示を受けるとともに、看護職員はその状況を施設長に報告すること。

〔関係機関への報告〕

- ア 感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる死者や重症者が1人でも発生した場合
- イ 感染症や食中毒の患者、それらが疑われる人が5人以上または全利用者の1割以上発生した場合
- ウ 前記2つに該当しなくても、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

健発第0222002号
葉食発第0222001号
雇児発第0222001号
社環発第0222002号
老発第0222001号
平成17年2月22日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長
保健所政令市長
特別区市長

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬食品局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」(平成17年1月10日老発第0110001号)等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等(その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。)においては、感染症等の発生時に迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしく願う。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食物中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、

症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。

8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。

9. なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和26年法律第96号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるのを留意すること。

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

- (身体障害者)
- 身体障害者更生施設
- 身体障害者療養施設
- 身体障害者福祉ホーム
- 身体障害者授産施設 (通所・小規模含む)
- 身体障害者福祉工場
- 身体障害者福祉センター
- 盲導犬訓練施設
- 身体障害者デイサービス
- 身体障害者短期入所
- 進行性筋萎縮症者療養等給付事業
- 盲人ホーム

(知的障害者)

- 知的障害者デイサービスセンター
- 知的障害者更生施設
- 知的障害者授産施設 (通所・小規模含む)
- 知的障害者通勤寮
- 知的障害者福祉ホーム
- 知的障害者デイサービス

- 知的障害者短期入所
- 知的障害者地域生活援助
- 知的障害者福祉工場

(障害児・重症心身障害児 (者))

- 知的障害児施設
- 第一種自閉症児施設
- 第二種自閉症児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲児施設
- ろうあ児施設
- 難聴幼児通園施設
- 肢体不自由児施設
- 肢体不自由児通園施設
- 肢体不自由児療養施設
- 重症心身障害児施設
- 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う指定医療機関

- 児童デイサービス
- 児童短期入所
- 重症心身障害児 (者) 通園事業

(精神障害者の対象施設等)

- 精神障害者社会復帰施設 (精神障害者短期入所事業を行う施設も含む)
 - ・ 精神障害者生活訓練施設
 - ・ 精神障害者福祉ホーム (A型及びB型)
 - ・ 精神障害者入所授産施設
 - ・ 精神障害者通所授産施設 (小規模通所授産施設も含む)
 - ・ 精神障害者福祉工場
 - ・ 精神障害者地域生活支援センター
- 精神障害者地域生活援助事業 (グループホーム)